

区報 NO. 1947 平成29年(2017年)

毎月1日・11日・21日発行 発行:江東区/編集:広報広聴課 〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28 http://www.city.koto.lg.jp ☎3647-9111(代) FAX5634-7538

# 中央防波堤埋立地の帰属 「一大学の場合の場合では、「一大学の表情では、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で、「一大学の表情で

THE PARTY

東京港臨港道路南北線(平成32年開通予定)

中央防波堤内側埋立地

11//11

東京ゲートブリッジ

第二航路海底トンネル

青海

中防大橋

# 江東区

東京港臨海トンネル

大田区

中防外1号線

新海面処分場

中央防波堤外側埋立地

# 自治統争処理委員による 即停察を受話

中央防波堤埋立地の帰属については、江東区、大田区の両区の申請により、 東京都において自治紛争調停に付されていましたが、10月16日、両区に対し て、調停案が提示されました。

区は、調停案が判例や歴史的事実に基づいた合理的な内容であると判断し、 10月25日、第三回区議会定例会最終本会議に調停案の受諾に関する議案を提 案し、同日、可決されました問港湾臨海部対策担当☎3647-9168、FAX3699-8771

### 調停案図 189.3ha 水路中心線 199.3ha 45.3ha <u>69.3ha</u> 等距離線 道路中心線 面積 (ha) 割合 (%) 江東区 433.9 86.2 大田区 69.3 13.8

## 調停案の内容

調停案は、右表の考慮要素によって、両区の現在の 水際線への最短距離が等しい点を結んだ線を基準とす る「等距離線方式」を基調に、現在の行政区域との連続 性や土地の用途、道路・水路等の位置などを踏まえ、 調停案図のとおり示されました。

## 今後の方向性

自治紛争調停が成立するためには、両区から、調停 案を受諾する旨の文書が東京都知事あてに提出される 必要があります。一方の区が受諾しなかった場合、都知 事の裁定または訴訟によって解決することになります。

#### 境界確定の主な考慮要素

	理由	江東区の主張
当該係争地域の 歴史的沿革	廃棄物の処分地として造成された 土地であり、廃棄物処分にかかる 貢献度を考慮すべき	ごみの埋立処分に伴う江東区民 の多大な忍耐と犠牲の上に造成
行政区域との連続性	接続する道路・橋梁、パイプラインの状況を考慮すべき	地理的にも密接に繋がっており、 利便性が高く、本区への帰属が 最も自然

#### 山﨑孝明区長のコメント

中央防波堤埋立地の造成に係る歴史的沿革等に基づき、本区が全島帰属を求めてきた経緯からすれば、この結果は十分に満足できるものではありません。

しかし、目前に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備・運営、そして、大会後のまちづくりを見据え、早期解決が求められています。こうした状況を踏まえ、本区は大局的見地に立って、自治紛争処理委員による調停案を受諾することといたしました。引き続き、区民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。